

## 一般社団法人明専会 代議員選挙規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）定款第10条第5項の規定に基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 代議員の選出に関しては、定款及び当法人代議員規則（以下「代議員規則」という。）に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

### (代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、代議員規則第3条第1項に定めるところによる。

### (選挙管理委員会の設置)

第4条 代議員の選挙を管理するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、理事会の決議によって正会員の中から5名以上を選定し、会長が委嘱する。
- 3 前項の規定に関わらず、現に理事、監事及び事務局職員である者を選挙管理委員会の委員に選任することはできない。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

### (選挙管理委員会の権限等)

第5条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- (1) 選挙日程（告示日、立候補受付期間、投票期間、開票期間）の決定
- (2) 選挙の告示
- (3) 立候補者の確定
- (4) 開票作業の立会い
- (5) 開票結果の確認及び会長への報告
- (6) 当選者の確定と告示

### (選挙区および選挙区における定数)

第6条 選挙区および選挙区における定数は、別途理事会で定めるものとする。

### (選挙権者)

第7条 選挙権を有する者は、告示日までに正会員の資格を取得している者とする。

- 2 前項の規定に関わらず、告示日の時点で、次のいずれかの号に該当する者は、選挙権を有しない。
  - (1) 会員資格を停止されている者
  - (2) 休会している者

### (被選挙権者)

第8条 被選挙権を有する者は、告示日までに正会員の資格を取得している者とする。

- 2 前項の規定に関わらず、告示日の時点で、次のいずれかの号に該当する者は、被選挙権を有しない。
  - (1) 会員資格を停止されている者
  - (2) 休会している者

(選挙権者の選挙区)

第9条 選挙権者の選挙区は、告示日の1ヶ月前に所属している地区とする。

(被選挙権者の選挙区)

第10条 被選挙権者の選挙区は、告示日の2ヶ月前に所属している地区とする。

(代議員立候補者)

第11条 被選挙権者は、代議員立候補者（以下「候補者」という。）となることができる。

- 2 候補者になろうとするものは、選挙の告示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日の午後5時までには到着するよう、代議員立候補届出用紙を選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の代議員立候補届出用紙は、処理基準に定める様式の例によるものとする。

(選挙の告示)

第12条 告示日は、選挙が行われる年の9月1日以前とし、選挙管理委員会が定める。

- 2 告示は、当法人のホームページ及び「明専会報」への掲載により、行わなければならない。

(候補者受付期間)

第13条 候補者の受付期間は、15日間以上とし、選挙管理委員会が定める。

(投票)

第14条 投票は、選挙権者1名につき1票とする。

- 2 投票用紙は、処理基準に定める様式の例により行う。
- 3 投票期間は、15日間以上とし、選挙管理委員会が定める。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会の委員立会いのもとで行う。

- 2 開票期間は、7日間以内とし、選挙管理委員会が定める。

(投票の無効)

第16条 次のいずれかの号に該当する投票は、これを無効とする。

- (1) 指定した投票用紙以外で投票したもの
- (2) 第14条第3項の投票期間中に到着しなかったもの
- (3) 記載された内容が確認できないもの
- (4) 候補者以外の者に投票したもの

(当選の決定)

- 第 17 条 選挙区ごとに、得票数の最も多かった者から、順次、定数までの候補者を当選者とする。
- 2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会が抽選によって、その順位を決定する。
  - 3 選挙管理委員会は、前 2 項の結果を速やかに告示する。
  - 4 前項の告示は、当法人のホームページ及び「明専会報」への掲載により、行わなければならない。
  - 5 前項の告示を行った後、選挙管理委員会委員長は会長へ報告するものとする。

(無投票の選任)

- 第 18 条 候補者の数が、第 3 条に定める代議員の選挙区ごとの定数を超えない選挙区がある場合は、当該選挙区については、投票を行うことなく、候補者を当選者とする。

(処理基準)

- 第 19 条 この規則を処理するため必要な事項については、理事会が別に定めることができる。

附則

- 1 この規則は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成 22 年 5 月 8 日の理事会で決議した社団法人明専会 代議員選挙規則を廃止する。